

掛川市公告

掛川市公有財産売払いに係る一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び掛川市契約規則（平成17年掛川市規則第33号）第4条の規定に基づき公告する。

平成26年6月2日

掛川市長 松井 三郎

1 入札執行者

掛川市長 松井 三郎

2 入札に付する公有財産

(1) 所在地

掛川市葵町200番

(2) 物件

ア 土地

地目 宅地

面積 556.67㎡

イ 建物

構造 RC・2階建てアパート

延床面積 380.96㎡

(3) 予定価格（最低売却価格）

28,113,000円

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる者は、入札参加資格を有しない。

(1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3第1項に規定する公有財産に関する事務に従事する掛川市の職員

(2) 当該入札に係る契約等を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

(3) 次の各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者及びその者を代理人、支

配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ア 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

イ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

ウ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

エ 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(4) 次のアからキのいずれかに該当する者

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下イにおいて「法」という。）第2条第2号に該当する団体

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、貸金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用している者

(5) 買い受けた公有財産を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第

122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）

第2条第2号に規定する暴力団の事務所及び無差別大量殺人を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に規定する観察処分を受けた団体の事務所の用に供しようとする者

する者

(6) 一般競争入札参加申込書を市が指定した期日までに提出しなかった者

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が入札参加者として不適当であると判断した者

4 入札に参加する申請の期間及び場所

(1) 申請期間

平成26年6月2日(月)から平成26年6月16日(月)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで

(2) 申請場所

掛川市役所総務部管財課

5 入札の日時及び執行場所

(1) 日時

平成26年6月25日(水) 午前10時から

(2) 執行場所

掛川市役所4階会議室1-C

6 入札の無効に関する事項

次の各号のいずれかに該当する者の入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者
- (2) 金額を訂正して入札した者
- (3) 金額その他の事項につき確認できない記載をした者
- (4) 談合その他不正行為により入札を行ったと認められる者
- (5) 入札対象財産1件につき2以上の入札をした者
- (6) 自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札した者
- (7) 2人以上の代理人となって入札した者
- (8) 入札書を指定した日時及び場所に提出しなかった者
- (9) 委任状がなく入札参加者の代理人として入札した者
- (10) 入札参加心得に示した条件に違反して入札した者
- (11) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反して入札した者

7 入札保証金

免除

8 その他必要な事項

- (1) 郵送又は電送による入札は認めない。
- (2) 詳細は「掛川市公有財産の売払いに係る一般競争入札の実施に関する要領」による。
- (3) 照会窓口は、掛川市役所総務部管財課財産管理係(電話番号:0537-21-1132(直通))とする。